選挙運動用自動車運転契約書

　斜里町 　　　　　選挙候補者 　　　　　　（以下「甲」という。） 　　　　 （以下「乙」という。）とは、選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１．内　容　　公職選挙法第１４１条に基づく選挙運動用自動車の運転業務

２．運転する期間

　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで（　　日間）

３．契約金額　　金 　　　　　　　円 （１日につき　　　　　　円）

４．自動車の車種及び登録番号又は車両番号

|  |  |
| --- | --- |
| 車　　　種 | 登録番号又は車両番号 |
|  |  |

５．請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、斜里町議会議員及び斜里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、斜里町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　なお、斜里町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、斜里町には請求ができない。

７．その他

　　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙議協議して定める。

　この契約を証するため、本書２通を作成のうえ、甲、乙、各々が各１通を保管する。

　　　令和年月　　日

甲　　　住　所

　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　　　住　所

　　　　氏 名 　　　　　　　　　　　　㊞